

品川区肺がん検診実施要綱

制定 昭和57年4月 1日 区長決定

改正	平成 4年4月 1日	要綱第 35号
改正	平成 5年4月 1日	要綱第 24号
改正	平成10年4月 1日	要綱第 36号
改正	平成11年4月 1日	要綱第 64号
改正	平成11年7月 1日	要綱第 11号
改正	平成12年3月28日	要綱第 67号
改正	平成13年3月28日	要綱第 58号
改正	平成14年9月24日	要綱第 93号
改正	平成15年4月 1日	要綱第 43号
改正	平成16年4月 1日	要綱第 60号
改正	平成18年4月 1日	要綱第 50号
改正	平成21年3月10日	要綱第 59号
改正	平成23年3月22日	要綱第 34号
改正	平成26年3月20日	要綱第 31号
改正	平成27年3月20日	要綱第407号
改正	令和 4年4月 1日	要綱第 74号

(目的)

第1条 品川区肺がん検診（以下「検診」という。）は、がん対策の一環として肺がんの早期発見・早期治療を図るとともに、保健指導および正しい健康管理に関する知識の普及によって、健康についての認識と自覚の高揚を図ることを目的とする。

(検診の種類)

第2条 検診の種類は、一般コースの「一次検診」または肺がんヘリカルCTコースの「ヘリカルCT検診」とする。

(検診対象者)

第3条 検診の対象者は、区内在住の40歳以上の者とする。

ただし、一次検診喀痰検査の対象者は、50歳以上で喫煙指数（1日本数×年数）600以上（過去における喫煙者を含む）の者とする。

(事業の実施)

第4条 検診は、地区医師会に委託して実施するものとする。

(実施機関)

第5条 地区医師会は、同会に加入している病院または診療所のうちから実施機関を指定するものとする。

(実施期間)

第6条 検診は、年間を通じて実施し、実施機関の診療時間内とする。

(受診回数)

第7条 検診の受診回数は、一次検診またはヘリカルCT検診を一人につき年1回とする。

(費用)

第8条 一次検診に要する費用は、全額区の負担とする。

2 ヘリカルCT検診に要する費用は、実施機関が受診者から本人負担分を徴収し、残りを区の負担とする。

(受診方法)

第9条 受診希望者は、住所、氏名および年齢の確認できるものを実施機関に提示して受診するものとする。

(検診内容)

第10条 検診の内容および判定は、次のとおりとする。

(1) 検査の項目

一次検診

ア 問診

イ 胸部エックス線直接撮影検査（大角で正面、側面各1枚）

ウ 喀痰病理学的検査（3日法）

ヘリカルCT検診

ア 問診

イ ヘリカルCT検査（半切4枚）

ウ 喀痰病理学的検査（希望者のみ）

(2) 判定

判定にあたっては、次の区分をするものとする。

一次検診

ア 精密検査不要

イ 精検および治療を要しない所見あり

ウ 経過観察

エ 要精密検査

ヘリカルCT検診

ア 精密検査不要

イ 精検および治療を要しない所見あり

ウ 経過観察

エ 要精密検査

(区民への周知)

第11条 区は、区民に対して検診実施の周知を図るため、区の広報紙等への掲載および受診対象者に対して、個別通知をするものとする。

(検診後の措置)

第12条 実施機関は検診の結果を、受診者に通知し必要な指導を行うとともに、地区医師会に報告するものとする。

2 地区医師会は、実施機関からの報告をとりまとめ、区に報告するものとする。

(請求手続)

第13条 地区医師会は、請求書に必要書類を添えて区に請求するものとする。

(委任)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、健康推進部長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、昭和57年4月21日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。